

平成29年度ブラッシュアップ版

地域と共に創るとっとり人権教育事業で  
開発した人権教育プログラム綴  
(社会教育編)



あるクラスの休憩時間の様子から「いじめ」の可能性を考える

平成30年12月

鳥取県教育委員会

## はじめに

子どもたちにとって安全・安心な場であるべき学校で、いじめは決して許されないことであり、あってはならないことです。しかし、現実にはいじめを苦にして自ら命を絶つという痛ましい事件がおきるなど、多くの子どもたちがいじめに苦しみ、悩んでいます。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

国は、平成25年に「いじめ防止対策推進法」を制定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、基本の方針を策定しました。また、平成29年には基本の方針を改訂し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しました。

県、市町村、各学校においても、国の基本の方針を受けて、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、より一層いじめ問題への取組の強化を図っています。

いじめはどの子にも、どの学校においても起こりうるものであること、また、誰もが加害者にも被害者にもなりうるものであることを十分認識し、学校・家庭・地域が連携していじめの防止に取り組むことが求められています。

県教育委員会人権教育課では、学校・家庭・地域が連携して、いじめの防止等のための効果的な取組(学習)を行っていただくため、平成27年度から3年間「地域と共に創るとっとり人権教育事業」を実施し、県内協力校5校とそのPTAにおいて研究実践を行い、その成果を人権教育プログラム集として県内に普及させるという取組を進めてきました。

このたびは、平成29年度(3年目)に作成した、いじめの防止のための人権教育プログラム(PTA研修会向け)を5本紹介します。「仲間づくり」「人間関係づくり」など様々なテーマで「参加型」学習プログラムを掲載しています。また、人権教育課のホームページにも掲載しております。

<人権教育課ホームページ：[www.pref.tottori.lg.jp/jinkenkyouiku/](http://www.pref.tottori.lg.jp/jinkenkyouiku/)>

保護者としていじめを防ぐためにどう関わるか、一緒に考えてみてください。そして、学校、PTA等が一体となって、いじめの防止に向けた取組(学び)が進むことを期待します。

なお、来年度(平成30年度)も本プログラム綴の周知と県内PTA等への普及を図るために、本プログラムを使った研修会の開催を希望されるPTAには、進行役となるファシリテーターを無料で派遣する事業を行う予定です。本プログラム綴の活用についての相談は人権教育課にお問い合わせください。喜んで対応させていただきます。

## も く じ

- 【13】 テーマ「人間関係づくり」  
タイトル「保護者としてどうする？」 P 1
- 【14】 テーマ「仲間づくり」  
タイトル「ある保護者会の出来事『あなたはどうか考えますか？』」 P 5
- 【15】 テーマ「人間関係」  
タイトル「子どもを守るためにできることは？」（加害者の立場を通して） P 1 2  
～わが子の友だちがいじめています・・・～
- 【16】 テーマ「本音と言える環境づくり」  
タイトル「発見！みんなが持っているいじめストップカ」 P 1 7
- 【17】 テーマ「大人（地域）の在り方を考える」  
タイトル「子どもだけの問題ですか？」（小学校高学年以上向き） P 2 3

# 【13】

テーマ「人間関係づくり」

タイトル「保護者としてどうする？」

## 【学習のポイント】

○いじめの未然防止や解決につなげていくために、保護者が出来ることを主体的に考えるとともに、日々実践しようという意欲を高める。

## 【すすめ方（90分）】

流れ	分	主な活動	主な発問	留意点
導入	10  (4)  (6)	<p><b>1 本研修会のねらいや進め方の説明をする。</b></p> <p>①ファシリテーター自己紹介 ②研修の目的、本日の流れの説明 ③話合いのルールの確認</p> <p><b>2 アイスブレイクをする。</b> 「ペア・コミュニケーション」</p> <p>①ルールの説明する。 ②ペアになり、話す役・聴く役を決める。 ③お題をもとに自己紹介を含めて順番に話す／聴く。 お題「子どもの頃に食べた給食で心に残っているメニューは何ですか？」</p>	<p>■本研修会のねらいや進め方について説明します。</p> <p>■ルールの参加・尊重・守秘について説明します。</p> <p>■「話す役」は1分間お題について話します。</p> <p>■「聴く役」は相手の話をしっかり聴きます。</p> <p>■各班全体で同時に進めていきたいので、時間はファシリテーターが計ります。途中で役割を交代しないでください。</p>	<p>◆レジュメに、研修の目的、学習の流れを記載する。</p> <p>◆ホワイトボードに話合いのルールを書いて(貼って)おく。</p> <p>◆あらかじめ、班の数は均等(3の倍数)になるようにし、事例を貼った模造紙をグループに配布しておく。</p>
展開 1	10  (3)  (7)	<p><b>3 チェックシート「これっていいじめ？」について考える。</b></p> <p>①資料について個人で考える。</p> <p>②記入したことについてグループで話し合う。</p>	<p>■一人ひとりの「いじめ」に対する考え方、捉え方には違いがあります。資料『これっていいじめ?』を読み、もしあなたがこのような場面に出会った時、どう考えるのかチェックしてみてください。</p> <p>■考えたことについてグループで意見交換をしてみましょう。</p> <p>■次はみんなで1つの事例について考えてみましょう。</p>	<p>◆資料「これっていいじめ?」を配布する。</p>

展開 2	40 (2)	<b>4 事例「保護者としてどうする？」について考える。</b> ①事例「保護者としてどうする？」を貼った模造紙を配布し、ファシリテーターが読み上げる。(関係図を前に掲示)		◆グループごとの立場はあらかじめ決定しておく。
	(15)	②グループごとの立場(加害者、被害者、傍観者の保護者)になり、どのように行動するかグループで話し合う。	■それぞれの立場としてどのように行動するかグループで話し合います。また話し合ったことは模造紙に書きましょう。	◆模造紙に直接書きこませる。
	(15)	③グループで話し合ったことを発表する。	■同じ立場の別のグループ、また違う立場のグループではどのように考えたのでしょうか。グループで話し合ったことを発表しましょう。また発表されたことは模造紙に記録(メモ)し、他のグループで話し合われたことがわかるようにしましょう。	◆設定時間に応じて発表グループを調整する。
	(8)	④再度、事例についてグループで考える。	■違う立場ではもちろんのこと、同じ立場で考えたグループでも違う意見があったのではないのでしょうか。発表を踏まえて、事例についてもう一度グループで意見交換をしましょう。	
展開 3	20 (15)	<b>5 いじめの未然防止等に向けて考える。</b> ①「いじめの未然防止や解決に向けて大切にしたいこと(子どもと保護者が一緒に出来ること)」について話し合う。	■ここまではいじめの対応について考えました。ここからはいじめの未然防止について考えます。テーマ「いじめの未然防止や解決に向けて大切にしたいこと」を考えていただきます。	◆模造紙に直接書きこませる。
	(5)	②ギャラリー・ウォーク	■いじめの未然防止や解決に向けて、大切にしたいこと(子どもと保護者が一緒に出来ること)について大切にしたいと思うことを話し合いながら模造紙に書きましょう。 ■他のグループで考えたことを見て回しましょう。	◆ギャラリー・ウォークで今後取り組みたいことを決定させるとよい。

※同じ立場の別のグループ、また違う立場のグループではどのように考えたのかを情報交換(グループで半数ずつ)してもよい。

【情報交換を行う場合のホワイトボード等への記入例】

1. 同じ立場の別グループへ(半数・5分)
2. 持ち帰り、グループ共有(2分)
3. 違う立場のグループへ(残り半数別々のグループへ・5分)
4. 持ち帰り、グループ共有(3分)

ま と め	10 (5)	<b>6 まとめ</b> ※グループで話し合ったまとめをいくつか紹介する。 ※良い話合いが出来ていたこと、考えていただいたことを行動にうつせば、いじめの未然防止や解決に向かうことが出来ることを伝える。	<b>■</b> いじめは重大な人権侵害であり、どんな理由があろうと、「いじめられても仕方がない」人間は一人もいません。 <b>■</b> 「SOSを出していいんだよ」「相談していいんだよ」「一人で抱え込んではいけないよ」ということを絶えず伝え、話しやすい環境や信頼関係を築いておくことが重要です。 <b>■</b> いじめの未然防止も解決も家庭・学校・地域が良好な関係をつくり、日頃から子ども達の様子をしっかりと見ておくことが大切です。	<b>◆</b> いじている子どもも傷を負っているケースも少なくない。なぜいじめに走ったか、どうすればやめられるか、いじている子どもに対しても共感的に受け止め、一緒に考える姿勢を大切にしたい。
	(5)	7 ふりかえりシートの記入		

**【事例】 「保護者としてどうする？」**

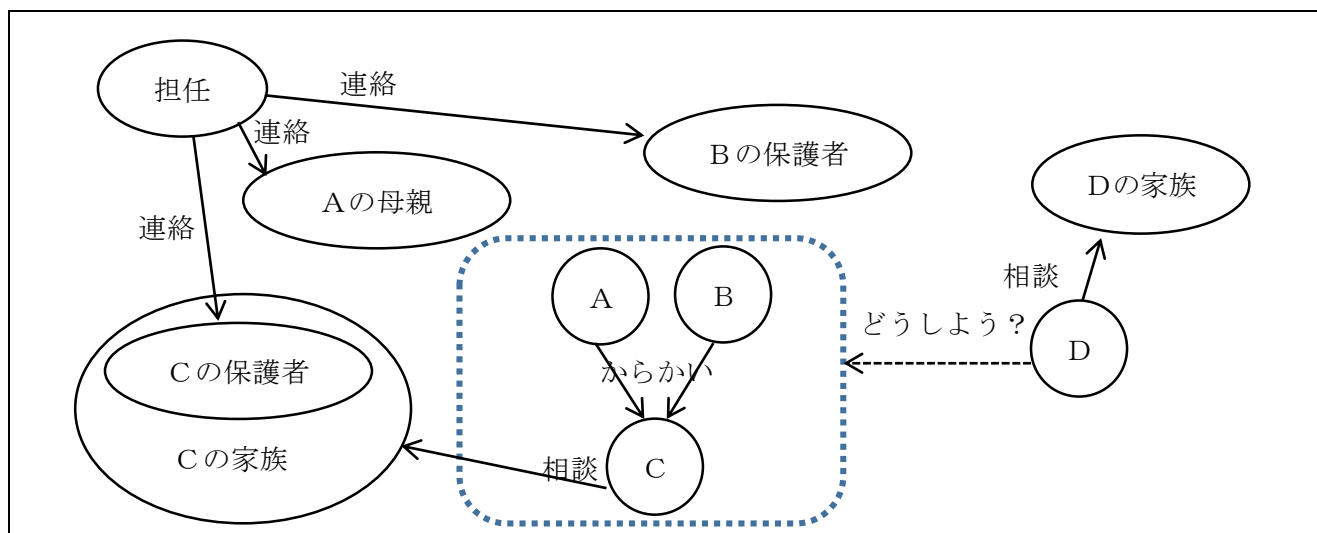
体が小さいことで同級生のA・Bにからかわれている小学校3年生のC。同級生のDは、はじめはまわりと一緒に笑っていたが、最近はこのままでいいのかとCのことが気になり、そのことを夕食の時に家族に話した。

次の日、授業参観後の学級懇談会が終わってからのこと。担任は、AとBがCをからかっているところ見たので注意したとAの母親に話した。また、担任はB、Cの保護者にもこのことをそれぞれに話した。

その日の夜、Cは学校での出来事を思い切って自分から先に家族に話した。

※加害者…A・B 被害者…C 傍観者…D

関係図



～模造紙記入例～

<p>事例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>体が小さいことで同級生のA・Bにからかわれている小学校3年生のC。同級生のDは…</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・○○者の保護者 ※同じ立場の他のグループの意見を記録</li> <li>・●●者の保護者 ※違う立場のグループの意見を記録</li> <li>・△△者の保護者 ※違う立場のグループの意見を記録</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>「○○者の保護者」</b></p> <p>～記入例（加害者の保護者）～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人に話を聞きます。本当の話なら注意します。</li> <li>・「いじめ」という程でもないんじゃない？</li> <li>・他の加害者のお家の方と話し合います。</li> <li>・被害者のお家の方に謝罪の電話をします。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>「いじめの未然防止等に向けて」</b></p> <p>～記入例～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気になることがあったら相談する。</li> <li>・子どもの話をよく聞く。</li> <li>・学校行事に積極的に参加する。</li> </ul>

**【チェックシート】**

**「これっていじめ？」**

○以下の場面は、いじめでしょうか？いじめではないでしょうか？

<p>A：特定の子どもの発言に対して「笑う」「ばかにする」言動が見られた</p> <p style="text-align: center;">いじめがある・いじめがない・分からない</p>
<p>B：下校時に友だちのかばんを持っている</p> <p style="text-align: center;">いじめがある・いじめがない・分からない</p>
<p>C：家で学校の様子について話さない</p> <p style="text-align: center;">いじめがある・いじめがない・分からない</p>
<p>D「もしも私がいなくなったら」というような「もしも話」をする</p> <p style="text-align: center;">いじめがある・いじめがない・分からない</p>
<p>E：自分ができなくても友だちに頼む</p> <p style="text-align: center;">いじめがある・いじめがない・分からない</p>

# 【14】

テーマ「仲間づくり」

タイトル ある保護者会の出来事「あなたはどのように考えますか？」

## 【学習のポイント】

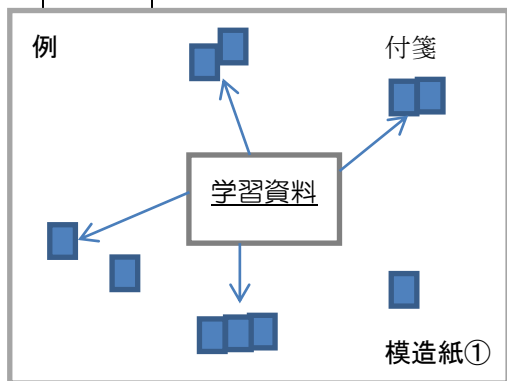
- 身近な事例を通して「いじめとは何か」を理解する。
- いじめは、どんな理由があっても許されない行為であることを確認する。
- いじめの問題が生じたときは、学校、家庭、地域が連携して対処することが重要であることを理解する。

## 【キーワード】

- 「いじめ」しない・させない・見逃さない集団づくり
- 子どもたちの仲間づくりのための大人の関わり方と子どもたちの周りの大人の仲間づくり

## 【すすめ方（90分）】

流れ	分	主な活動	主な発問	留意点
導入	5  10	<b>1 本研修会のねらいや進め方の確認</b> ・話合いのルールについて確認する。  <b>2 アイスブレイク</b> ・グループごとに自己紹介をする。	<b>■</b> 本研修会のねらいや進め方について説明する。 ・真面目な雑談 ・「参加・尊重・守秘」を確認  <b>■</b> 自己紹介をしましょう。 ・名前（愛称でもよい） ・子どもの学年 ・自分がもらった忘れられないとおき言葉	<b>◆</b> 事前にグループ編成を行っておくと良い。 <b>◆</b> 「みつばちワクワクカフェ」についても簡単に説明する。 <b>◆</b> 話す人、聞く人の様子を見て回る。
展開1	20 (10)	<b>3 学習の流れを確かめグループでの作業</b> ・学習資料について、気になることを洗い出す。	<b>■</b> これから【学習資料】を読みます。学習資料の内容で気になったところはありますか。 ・個人で考えて、気になった所に下線を引きましょう。(個人用の学習資料) ・気になった理由を1枚の付箋に1つずつ書きましょう。 ・グループになって順番に気になった部分に下線を引き、理由を説明しながら書いた付箋を学習資料の周りに貼りましょう。(模造紙①) ・気になったところが重なっている場合も色を変えて下線を引いてください。 ・同じような内容については、まとめておきましょう。	<b>◆</b> 個人用の「学習資料」を配布する <b>◆</b> ファシリテーターが「学習資料」を読む。  <b>◆</b> A3版「学習資料」を中央に貼った模造紙①を各グループに配布する。

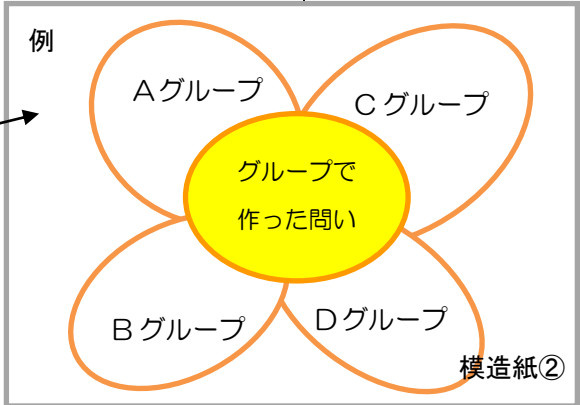




	(8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>他のグループに意見を聞いてみたい「問い」を1つ立てる。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>問いの例： 「人の嫌がることをしたらいじめられても仕方がないのでしょうか」</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他のグループに聞いてみたいことを考えましょう。</li> <li>※合意形成を図り、問いを立てる</li> <li>グループで出された意見を踏まえて、他のグループに意見を聞いてみたいことを1つだけ模造紙②に書きましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆模造紙②を各グループに配布する。</li> <li>◆模造紙②の中央にグループで考えた問いを書き、円形に囲む。</li> <li>◆問いを立てる際に、グループの意見として採用されないものもあるが、すべて大切な意見であることを伝える。</li> </ul>
展開2	1 2	4	みつばちワクワクカフェ	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【活動の流れ】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① みつばち役になる順番を決める</li> <li>② みつばち役はワークシートを持って他のグループに移動し問いを説明し、話し合いで出された意見をワークシートの余白に書き込んでもらう</li> <li>③ みつばち役がグループに戻り、もらった意見を報告する</li> <li>④ みつばち役を交代し②③を繰り返す (グループ数・進行具合に応じてセット数を決める)</li> <li>⑤ 終了後、他のグループのワークシートを見てまわり、なるほどと思う意見に「いいねシール」を貼る</li> </ol> </div>				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆活動の流れと成果物の例を提示する。</li> <li>◆模造紙②の花びらは、事前に書いておいてもよい。</li> </ul>
	(11)	<p><b>第1セット</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>みつばちとして飛んできた人の問いに対して、意見を出す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>みつばちワクワクカフェ、第1セットをしましょう。</li> <li>みつばち役は模造紙を持って他のグループに出かけましょう。模造紙の問いに対して意見をもらい、問いの周りが出てきた意見を書き込んでもらいましょう。時間になったら、書き込んだ意見を1枚の花びらになるように囲みましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆みつばちの負担にならないように、他グループのメンバーが模造紙に意見を書き込む。</li> </ul>
	(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>みつばちは自グループに戻り、意見を共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>みつばちは自分のグループに戻って、もらった意見を共有しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆みつばち役は短時間で情報共有ができるように努める。</li> </ul>
	1 2	5	みつばちワクワクカフェ 第2セット(1 1分+1分)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みつばち役を交代しながら繰り返す</li> <li>・意見の出具合を見ながら、時間を調整する</li> </ul> </div>
	1 0	6	みつばちワクワクカフェ 第3セット(9分+1分)	

展開3	10	<p>8 ギャラリーウォーク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他のグループを見て回る。</li> </ul>	<p>■ギャラリーウォークをしましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他のグループの問いや問いに対する意見を見て回りましょう。</li> <li>「なるほど」と思う意見には、「いいねシール」を貼りましょう。</li> <li>元のグループに戻り、情報収集をもとに「私たちに出来ること」を話し合い、模造紙に記入する。</li> </ul>	<p>◆シールを配布する。 (1人3～5枚)</p>
まとめ	11	<p>9 ファシリテーターのまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参考資料の紹介</li> </ul> <p>資料1 人権侵犯に関するデータ</p> <p>資料2 いじめの定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「いじめ」をしない、させない、見逃さないために</li> </ul> <p>10 アンケートの記入をする。</p>	<p>■最後に今日の研修のまとめをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本における人権侵犯事件(新規)は年間約2万件発生している。そのうち、学校におけるいじめ事案は20%弱。6年連続して3千件を超えており、依然として憂慮すべき状況である。</li> <li>いじめの定義については、いくつかの変遷がある。いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度より現在の定義となっている。</li> <li>いじめは、どんな理由があっても許される行為ではない。</li> <li>いじめは人権侵害であり、犯罪である。</li> <li>いじめの問題が生じたときは、その程度や軽重に関わらず、学校、家庭、地域が連携して対処することが重要である。</li> </ul>	<p>◆参考資料として、 資料1、資料2を配布する。</p> <p>◆時間、参加者の反応を見ながら資料の紹介をする。</p> <p>◆グループの誰かが、自分の感想を発表してもよい。</p> <p>◆いじめを許さない集団づくりに向けて、保護者の意識向上と行動化を促すような声掛けを行う。</p>

- ・話し合いで出された意見を書き込んでいく
- ・話し合いが終わったら、自グループの名を書き、花びら状に囲む
- ・最終セットが終わった時に、花が完成するようにする。



〔参考資料〕

資料1：平成28年における「人権侵犯事件」の状況について〈概要〉（法務省）

資料2：いじめの問題に対する施策より（文部科学省）

【学習資料】

【事例】

学校であった“いじめ”について、先日、保護者の話合いがありました。  
欠席者が多く、発言したのはいつもの一部の保護者でした。  
発言の概要は

- Aさん「こんなに大げさに言っているが、そもそも今回の件は〈いじめ〉じゃないよね？  
少し、みんなで〈ふざけた〉だけのように思える」
- Bさん「『いじめられた子が人の嫌がる事をしなければ、誰も避けたり仲間外れにしたり  
しないよ』とうちの子がっていました。でも、なんかすっきりしません」
- Cさん「何もないのに、だれも〈いじめ〉はしない。いじめられた子にも、何か問題や  
原因があったのではないですか」
- Dさん「いじめを受けた生徒の気持ちを考える事が大事だと思う」
- Eさん「いじめた子といじめられた子の親同士で考えてもらったら？私たちには、関係ないし  
……」

図1

人権侵害事件の新規開始件数の推移

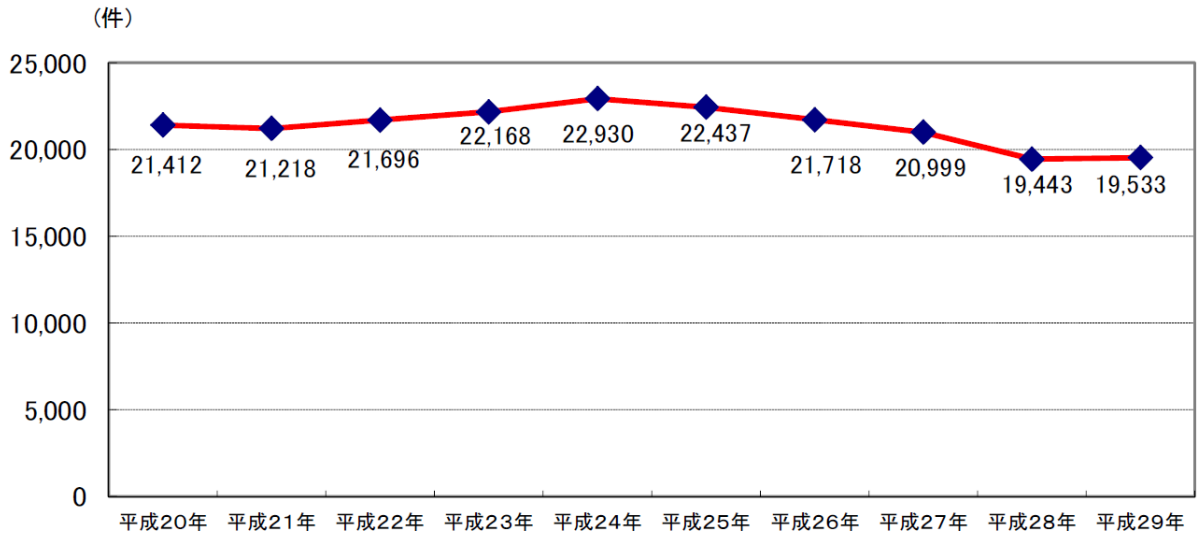


図3

人権侵害事件の種類別構成比の比較

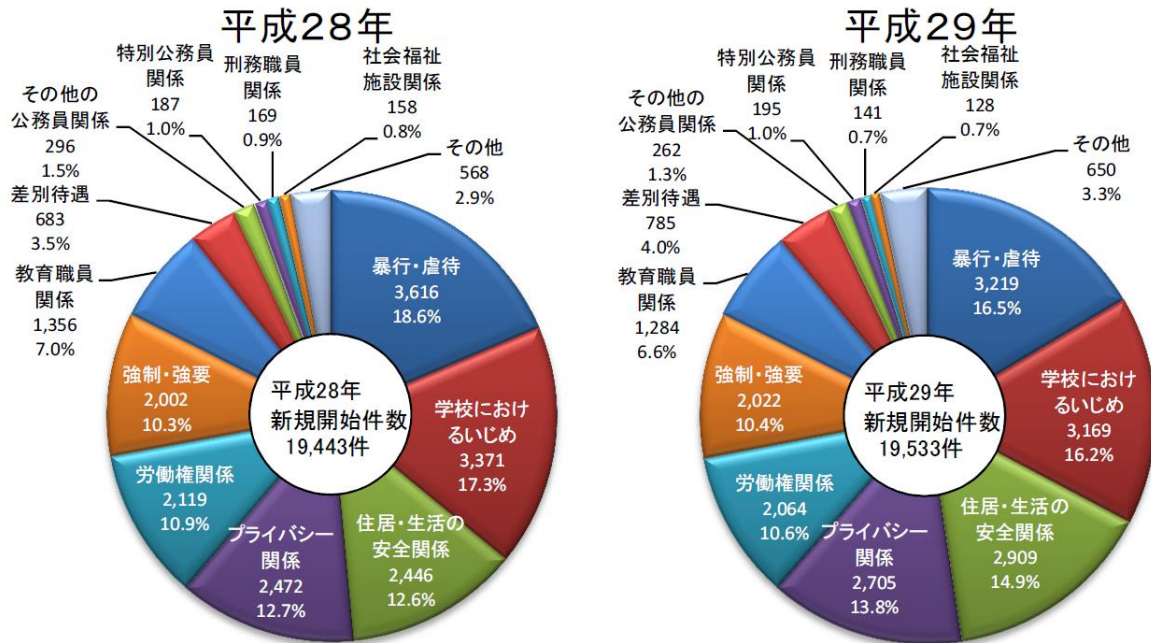


図4

暴行・虐待事案の推移

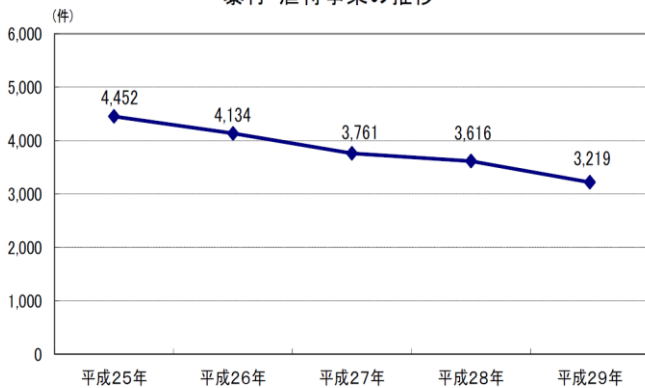
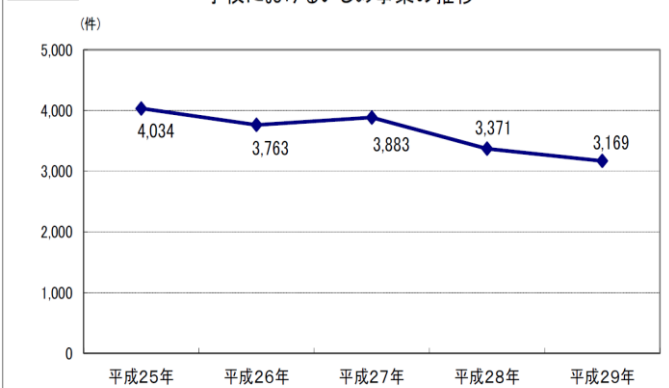


図5

学校におけるいじめ事案の推移



## いじめの定義の変遷

### 【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義】

#### 【昭和61年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。

#### 【平成6年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

- 「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」を削除
- 「いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」を追加

#### 【平成18年度からの定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。（※）  
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- 「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言を削除
- 「いじめられた児童生徒の立場に立って」「一定の人間関係のある者」「攻撃」等について、注釈を追加

※ いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

# いじめ防止対策推進法（概要）

## 一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

## 二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

## 三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

## 四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

## 五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行）